

令和5年度 第1回瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会会議議事録

1 **開催日時** 令和5年4月26日（水）午前9時00分～午前10時30分

2 **開催場所** 瀬戸市役所東庁舎1階102会議室

3 **出席者**

江坂 正光 会長

菅沼 綾子 委員

松村 芳明 委員

三輪 まどか 委員

小川 直人 委員

（事務局）

行政課長 原 貴徳

行政課専門員兼法務係長 山口 武蔵

行政課法務係主査 田中 千恵子

（個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う対応についての説明者）

まちづくり協働課主幹 水上 弥生

まちづくり協働課協働第1係係長 岡田 かい

まちづくり協働課協働第1係主任 桜木 理沙

4 **傍聴者** なし

<議事録>

5 **議題**

(1) **個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う対応について**

（条例要配慮個人情報について）

- ・担当課から審査会へ諮問書の提出
- ・担当課から説明

資料No.1からNo.6まで及び令和4年度第12回瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の意見交換（以下「意見交換」という。）を踏まえ説明

今回の制度で収集する情報は、氏名、住所、生年月日等基本的な個人情報であり、どちらが性的マイノリティであるか等については情報を収集しないので、条例要配慮個人情報には該当しないと考えていた。意見交換で、収集する情報はシンプルだが、宣誓したこと自体がセンシティブな情報になっており、性的マイノリティについてまだ寛容であるというような状況で

はないため、慎重に扱う必要がある等の意見があったため、瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和4年瀬戸市条例第28号。以下「条例」という。）に条例要配慮個人情報について規定をした改正案が資料No.5となっている。資料No.4の第1号様式裏面の確認事項にある関係性についての記述が該当していると考えている。規定については、資料No.3の瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱（案）（以下「要綱案」という。）第2条の内容を引用している。

委員：条例に条例要配慮個人情報に係る記述等を規定しない場合と規定した場合の違いは何か。

事務局：個人情報漏えい等した場合、個人情報保護委員会へ報告する必要がある。条例で条例要配慮個人情報を規定しない場合は、100人以上の情報の漏えい等があったときに報告をするが、条例で規定した場合は、1件でも漏えい等があると報告が必要となる。収集についての制限はない。

委員：今の説明によると条例に条例要配慮個人情報を規定すると、より慎重にしないといけなくなるということか。

意見交換の場では、条例で規定することのメリット又はデメリットが把握できておらず慎重に取り扱った方が良いと思ったが、他の市町村では条例には規定されていないとの説明があった。今回は、条例に規定するまではいかないが、こういう風に運用していくという説明があるかと思ったが、条例に規定をするということで改正案が出てきた。それで運用上問題はないか。

まちづくり協働課：運用上は変わらない。漏えい等があった場合の対応が変わるだけであり、他の個人情報と同様に安全管理及び最低限の情報収集をし、申請書自体を他課に渡すことはない。

委員：情報に重い軽いは無いが、今はセンシティブな情報であるため、より慎重に取り扱った方が良い情報であるという位置付けである。

今回の情報は、男女を選べないこと等によりいじめがあったり、制度を利用した全員が宣誓したことをオープンにして良いと思っている訳ではない。オープンになること自体が被害になる。大前提として漏えいしてはいけない。取組としては先進的で良いが、格別な扱いにした方が良く思う。

まちづくり協働課：宣誓書、戸籍等の添付書類の管理については、審査後は別々に保管することを考えており、書類の保管のみでデータベースには情報をも

たない。照会に対しても、宣誓書受理証明カード（以下「カード」という。）の受理番号で有効か無効かを回答するのみのため、個人名等は出てこない。

委員：宣誓書の添付書類を個別にしても宣誓した事実はわかる。今後、制度が変更になったりした場合、案内の手紙が違う所に送付されるおそれはないか。

まちづくり協働課：担当課から宣誓書の情報を出すことはなく、手紙の送付もしない。

委員：今はしないとしているが、絶対はないとは言い切れない。今は心配ないといっているが、可能性を考えると慎重に考えないといけない。

まちづくり協働課：方法は未定だが、連絡手段について、手紙等を送付するのではなく、宣誓番号でお知らせする等、漏えい等しないように考えている。

委員：カードを発行するのはまちづくり協働課であるが、例えば公営住宅に入居したい場合に、別の部署にカードを提示することにならないか。

まちづくり協働課：本人の意思で提示するものであり、あくまで本人の判断である。

委員：相談の内容は提示した部署に残る可能性があるため、別の注意が必要である。

まちづくり協働課：資料No.4の5頁にあるカードにアウティングしないように注意書きがある。庁内の職員に研修をしており、市民向けに啓発もしていきたいと考えている。

委員：そういう意味では条例に規定することで、他の部署にも明確にわかるようになるため、庁内全体で取扱いが慎重になると思われる。

委員：この条例の改正案で必要な事項が規定できているか。

まちづくり協働課：今回の宣誓に関するものに限定するために要綱の定義を引用し、改正案を規定しているため、そこで網羅できていると考えている。

委員：改正案の規定で網羅できていると思われる。

会長：条例要配慮個人情報規定することで良いか。

（委員からの異議なし）

会長：条例要配慮個人情報に規定することで審査会の意見とする。

・「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う対応について」審議した審査会の意見を踏まえ、答申とする。